

1. 定 款

社会福祉法人 親 和 会

目 次

第1章	総 則	(第 1 条—第 4 条)
第2章	評議員	(第 5 条—第 8 条)
第3章	評議員会	(第 9 条—第14 条)
第4章	役員及び職員	(第15 条—第22 条)
第5章	理事会	(第23 条—第27 条)
第6章	資産及び会計	(第28 条—第35 条)
第7章	公益を目的とする事業	(第36 条)
第8章	解散	(第37 条—第38 条)
第9章	定款の変更	(第39 条)
第10章	公告の方法その他	(第40 条—第41 条)
附 則		

社会福祉法人親和会 定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

ア. 老人短期入所事業の経営

イ. 老人デイサービス事業の経営

ウ. 老人介護支援センターの経営

エ. 生計困難者に対する相談支援事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人親和会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金を福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を宮崎県宮崎市新別府町前浜1401番地271に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員は、理事会において選任する。

3 評議員選任・解任委員会は、外部委員3名で構成する。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断

した理由を委員に説明しなければならない。

- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。

- 2 評議員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

第 3 章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議委員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の3分の2以上に当る多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を表示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 6名

(2) 監 事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第21条 役員の報酬は、無報酬とする。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長は理事長が兼ねる。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 宮崎県宮崎市新別府町前浜1401番地271所在の三愛園敷地の土地1筆 (6,000平方メートル)

(2) 宮崎県宮崎市新別府町前浜1401番地271所在の次の建物

ア) 鉄筋コンクリート平屋建特別養護老人ホーム園舎1棟 2,049.22平方メートル

イ) 鉄骨造平屋建倉庫、車庫1棟 72.25平方メートル

ロ) 鉄筋コンクリート平屋建在宅介護支援センター1棟 90.00平方メートル

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第36条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宮崎市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宮崎市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第36条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 地域包括支援センターの事業（宮崎市檎南地区地域包括支援センター）

(2) 介護予防支援事業

(3) 認知症総合支援事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解 散

(解散)

第37条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第38条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第39条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宮崎市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときには、遅滞なくその旨を宮崎市長に届けなければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、社会福祉法人親和会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第41条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事 長	高 宮 澄 男
理 事	井 上 万 義
〃	後 藤 好 春
〃	日 高 保 二
〃	高 宮 治 子
〃	山 本 忠
〃	神 田 足 水
監 事	宮 本 善 則
〃	桜 井 俊 一 郎

附 則 本定款は、昭和60年2月5日から施行する。

附 則 本定款を一部改訂し、昭和63年2月15日から施行する。

附 則 本定款を一部改訂し、平成元年2月16日から施行する。

附 則 本定款を一部改訂し、平成4年2月26日から施行する。

附 則 本定款を一部改訂し、平成5年11月4日から施行する。

附 則 本定款を一部改訂し、平成6年11月8日から施行する。

附 則 本定款を一部改訂し、平成10年11月26日から施行する。

附 則 1. この定款は、平成11年4月1日から施行する。

2. 改正後の第4条の規定により増員された理事の任期は、第10条第1項の規定にかかわらず、平成13年2月18日までとする。

- 附 則 本定款を一部改訂し、平成11年12月 2 日から施行する。
- 附 則 本定款を一部改訂し、平成13年 2 月19日から施行する。
- 附 則 本定款を一部改訂し、平成17年11月24日から施行する。
- 附 則 本定款を一部改訂し、平成18年 3 月23日から施行する。
- 附 則 本定款を一部改訂し、平成20年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 本定款を一部改訂し、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 本定款を一部改訂し、平成29年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則 本定款を一部改訂し、令和 4年 2 月 1 日から施行する。

法人單位貸借對照表

第三号第一様式(第二十七条第四項関係)

社会福祉法人 親和会

令和 7年 3月31日現在

(単位：円)

[illegible]

法人単位事業活動計算書

第二号第一様式(第二十三条第四項関係)
社会福祉法人 親和会

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年同月(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	サ 161 介護保険事業収益	248,357,644	258,740,210	-10,382,566
	ー 170 みやざき安心セーフティネット事業	18,796	0	18,796
	ビ 171 経常経費寄附金収益	500,000	500,000	0
	ス 172 その他の収益	1,556,923	1,329,979	226,944
	活 174 サービス活動増減収益計(1)	250,433,363	260,570,189	-10,136,826
	費 131 人件費	187,492,656	188,468,960	-976,304
	増 132 事業費	48,568,503	45,633,120	2,935,383
	減 133 事務費	31,710,231	31,767,206	-56,975
	の 138 減価償却費	12,019,089	12,007,408	11,681
	部 139 国庫補助金等特別積立金取崩額	-6,209,639	-6,209,639	0
サービス活動増減の部	140 徴収不能額	0	243,809	-243,809
	142 その他の費用	166,282	43,916	122,366
	142 サービス活動増減費用計(2)	273,747,122	271,954,780	1,792,342
	203 サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-23,313,759	-11,384,591	-11,929,168
サービス活動増減の部	サ 176 受取利息配当金収益	10,489	593	9,896
	ー 181 その他のサービス活動外収益	553,747	575,007	-21,260
	ビ 182 サービス活動外増減収益計(4)	564,236	575,600	-11,364
	206 サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	564,236	575,600	-11,364
	207 経常増減差額(7)=(3)+(6)	-22,749,523	-10,808,991	-11,940,532
特別増減の部	特 187 固定資産売却益	19,999	60,999	-41,000
	別 192 その他の特別収益	0	243,809	-243,809
	増 199 特別増減収益計(8)	19,999	304,808	-284,809
	210 特別増減差額(10)=(8)-(9)	19,999	304,808	-284,809
	214 当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	-22,729,524	-10,504,183	-12,225,341
繰越活動	215 前期繰越活動増減差額(12)	89,700,299	99,204,482	-9,504,183
	216 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	66,970,775	88,700,299	-21,729,524
	218 その他の積立金取崩額(15)	0	1,000,000	-1,000,000
	220 次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	66,970,775	89,700,299	-22,729,524

法人単位資金収支計算書

第一号第一様式(第十七条第四項関係)
社会福祉法人 親和会

(自) 令和 6年 4月 1日 (至) 令和 7年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収入	061 介護保険事業収入	250,624,381	248,357,644	2,266,737	
	070 みやざき安心セーフティネット事業	18,796	18,796	0	
	072 経常経費寄附金収入	500,000	500,000	0	
	073 受取利息配当金収入	3,638	10,489	-6,851	
	074 その他の収入	557,507	1,597,319	-1,039,812	
	079 事業活動収入計(1)	251,704,322	250,484,248	1,220,074	
	031 人件費支出	187,305,798	187,947,159	-641,361	
	032 事業費支出	48,139,279	48,568,503	-429,224	
	033 事務費支出	29,744,056	31,710,231	-1,966,175	
	039 その他の支出	166,282	166,282	0	
施設整備その他収入	041 事業活動支出計(2)	265,355,415	268,392,175	-3,036,760	
	103 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-13,651,093	-17,907,927	4,256,834	
	083 固定資産売却収入	81,000	20,000	61,000	
	085 施設整備等活動収入計(4)	81,000	20,000	61,000	
	043 固定資産取得支出	2,451,400	486,200	1,965,200	
	047 施設整備等活動支出計(5)	2,451,400	486,200	1,965,200	
	106 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-2,370,400	-466,200	-1,904,200	
	090 積立資産取崩収入	1,289,066	2,262,802	-973,736	
	099 その他の活動収入計(7)	1,289,066	2,262,802	-973,736	
	051 積立資産支出	1,151,357	1,294,948	-143,591	
その他収入	059 その他の活動支出計(8)	1,151,357	1,294,948	-143,591	
	109 その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-201,628	967,854	-1,169,482	
	111 当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-16,223,121	-17,406,273	1,183,152	
	112 前期末支払資金残高(12)		113,988,073	-113,988,073	
	113 当期末支払資金残高(13)=(11)+(12)	-16,223,121	96,581,800	-112,804,921	

計算書類に対する注記（法人全体）

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・定額法又は旧定額法を採用している。
- ・平成19年3月31日以前に取得した固定資産については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した固定資産については定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金・・・職員の退職金の支給に備える為、宮崎県社会福祉協議会の運営する宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度の事業主負担分掛金を退職給付引当金として計上している。
- ・賞与引当金・・・職員に対する賞与の支給に備える為、支給見込額のうち当年度に帰属する額を計上するものとするが、重要性に乏しいため計上していない。

3. 重要な会計方針の変更

- ・該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び宮崎県民間社会福祉施設等従事職員共済制度による。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

- ・当法人の作成する計算書類等は以下のとおりとなっている。

(1) 法人全体の計算書類（第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式）

(2) 事業区分別内訳表（第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式）

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

社会福祉事業に拠点区分が1つのため省略

(4) 公益事業における拠点区分別内訳表（第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式）

公益事業に拠点区分が1つのため省略

(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 三愛園拠点区分（社会福祉事業）

「本部」

「特別養護老人ホーム三愛園（含む三愛園短期入所施設）」

「三愛園デイサービスセンター」

「三愛園在宅介護支援センター」

「生活困難者に対する相談支援事業」

イ 地域包括支援センター拠点区分（公益事業）

「宮崎市檳南地区地域包括支援センター」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

- ・基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	82,200,000	0	0	82,200,000
建 物	66,434,771	0	9,175,098	57,259,673
合 計	148,634,771	0	9,175,098	139,459,673

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・固定資産の減価償却に伴い、国庫補助金等特別積立金6,209,639円を取り崩した。

8. 担保に供している資産

- ・該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

- ・固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	419,309,450	362,049,777	57,259,673
建物	33,085,326	10,721,303	22,364,023
建物附属設備	11,671,818	3,248,298	8,423,520
構築物	7,365,419	4,709,601	2,655,818
機械及び装置	3,232,740	3,232,735	5
車両運搬具	5,173,750	5,173,749	1
器具及び備品	51,535,478	46,461,315	5,074,163
ソフトウェア	0	0	0
合 計	531,373,981	435,596,778	95,777,203

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

(単位：円)

債権等の種別	債 権 額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の当期末残高
事 業 未 収 金	28,904,735	0	28,904,735
未 収 金	0	0	0
立 替 金	124,942	0	124,942
合 計	29,029,677	0	29,029,677

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

- ・該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

- ・該当なし

13. 重要な偶発事象

- ・該当なし

14. 重要な後発事象

- ・該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状況を明らかにするために必要な事項

- ・令和2年3月23日の理事会において承認を受け廃止されたサービス区分「三愛園デイサービスセンター」の資産及び負債・純資産の全てを拠点区分内の「特別養護老人ホーム三愛園」に移管処理している。

社会福祉法人 親和会 役員等名簿

令和6年4月現在

役 員		評 議 員	評議員選任・解任委員会	
(定款上の定数 6 名)		(定款上の定数 7 名)	(定款上の定数 3 名)	
理事長	高宮 眞樹	橋口 武睦	外部委員	武藤 仁
理 事	佐藤 勝士	猪俣 俊秀	外部委員	本部 和敏
理 事	山本 有三	井上 順子	外部委員	矢野 次孝
理 事	手塚 剛一	城倉 恒雄		
理 事	高宮 宏美	丸山 敏男		
理 事	緒方 俊	黒木 行洋		
監 事	工藤 経芳	岡田 眞喜子		
監 事	宮崎 淳二			

社会福祉法人親和会 役員等の費用弁償に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人親和会(以下「法人」という。)の定款第5条及び第6条第2項並びに第15条に規定する評議員及び評議員選任・解任委員並びに理事及び監事が法人の用務のため理事会等に出席するときの費用弁償に関し必要な事項を定める。

(費用弁償の額)

第2条 前条に定める額は、次の通りとする。ただし施設長で理事の職にあるものについては、費用弁償は支給しない。

1回の出席につき、日当 3,000円を支給するものとし、理事会・評議員会を同日に開催する場合においては、1回分のみを支給する。

なお、宿泊を要する場合においては、職員旅費規程の施設長区分を準用する。

附 則

1. この規程は、昭和63年12月13日から施行する。
2. この規程を一部改正し、平成11年4月1日から施行する。
3. この規程を一部改正し、平成13年3月1日から施行する。
4. この規程を一部改正し、平成16年11月1日から施行する。
5. この規程を一部改正し、平成19年3月1日から施行する。
6. この規程を一部改正し、平成26年5月19日から施行する。
7. この規程を一部改正し、平成29年4月1日から施行する。
8. この規程を一部改正し、平成29年12月1日から施行する。
9. この規程を一部改正し、令和4年3月24日から施行する。

議案第1号

令和6年度利用状況実績報告

I.施設事業

1. 令和6年度通期事業実績（令和6年4月～令和7年3月）

年間入所者数は8名、退所者数は14名となり、令和6年3月末の入所者数47名から6名減少の41名となりました。

令和6年度の計画は、入院患者を除く実際の入所者数46名以上で収支均衡が図れる運営を目指しました。5月以降は順調に入所者数が増加して11月には入院者を除く在所者47名となりましたが、1月に4名の方がお亡くなりになり、2月にも1名、3月にも3名の方がお亡くなりになりました。その結果、3月末の入院者を除く在所者数は40名となりました。

現状は待機者はいるものの、年度末から来年度にかけての介護職員の退職や産休等が多く予想されることから、入所者を増やせないのが実情となっています。収支均衡を図るためには、職員の状況と入所者のバランスを考慮した対策が必要であると思われることから、次年度計画はその点を盛り込んだ計画としております。

<令和6年度施設利用状況>

1) 月別入所・退所者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通期計
入所者数	0	1	0	2	2	0	1	1	0	0	0	1	8
退所者数	1	2	0	1	0	2	0	0	0	4	1	3	14
月末在所者数	46	45	45	46	48	46	47	48	48	44	43	41	—

2) 月別入院者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通期計
人数	3	3	4	2	10	2	1	1	2	3	3	2	36
日数	69	76	51	51	98	65	31	30	51	57	57	62	698
令和5年度人数	1	0	1	1	2	1	1	1	1	0	4	3	16
令和5年度日数	11	0	8	5	36	15	1	14	31	62	67	93	343

3) 施設利用率

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通期計
延定床数(A)	1,590	1,643	1,590	1,643	1,643	1,590	1,643	1,590	1,643	1,643	1,484	1,643	19,345
空床数(B)	177	226	240	253	167	153	214	177	155	217	261	314	2,554
延入所者数 (C)=(A)-(B)	1,413	1,417	1,350	1,390	1,476	1,437	1,429	1,413	1,488	1,426	1,223	1,329	16,791
利用率 (C/A) %	88.9	86.2	84.9	84.6	89.8	90.4	87.0	88.9	90.6	86.8	82.4	80.9	86.80
月末在所者数 (入院者除)	43	43	43	44	46	45	46	47	46	42	41	40	526
R.5年度利用率	78.1	77.2	77.3	79.0	79.2	80.3	80.2	82.6	86.1	86.8	85.6	87.5	81.66

Ⅱ.居 宅 支 援 事 業

1. 短期入所生活介護

令和5年度の利用率0%の反省から、情報収集に努め、在介センターの情報を新規利用者に繋げることができました。本年1月は当園でのインフルエンザ発生のため、利用者数0となっています。職員数と利用者数のバランスの問題もあり、利用率を高めることができておりませんが、今後はバランスの改善を図り、利用率を高めたいと思っております。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通期計	前年同期
延利用定員(A)	90	93	90	93	93	90	93	90	93	93	84	93	1,002	1,005
利 用 者 数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	11	0
延利用者数(B)	2	4	4	4	4	4	4	4	4	0	4	4	42	0
利用率 B/A %	2.22	4.30	4.44	4.30	4.30	4.44	4.30	4.44	4.30	0.00	4.76	4.30	4.2%	0.0%
新規利用者数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0

2. 在宅介護支援センター（居宅介護支援事業）

介護支援専門員の確保が難しかったことから、令和6年7月1日付けで宮崎市に休止届を提出し、以降休止致しました。

令和6年4～6月までの実績は以下の通りです。

		4月	5月	6月	7月1日以降休止	令和6年度	
						合計	月平均
ケアプラン	要介護1・2	29	27	24		80	34.3
	要介護3・4・5	7	8	8		23	
	小 計	36	35	32		103	
予防プラン		18	16	14		48	16
プラン合計		54	51	46		151	50.3

3. 生活困難者に対する相談支援事業

(1)令和5年度通期相談実績支援実績件数

令和6年7月19日に、宮崎市中西町の女性から「水道が止まってしまった」と相談があり、訪問して調査の結果、その他の公共料金も滞納し、手持現金も無く預金通帳にも残高は無く、電気は当月中に停止する状況でした。水や電気等の遮断は命の危険に直結すると判断し、生活困難者に対する相談支援事業にて対応しました。

※水道料金5,028円、電気料金3,768円の立替払いをしました。県社協へ報告済です。

4. 宮崎市檳南地区地域包括支援センター

(1) 介護予防プラン作成実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通期計	前年 同期	増減
直接作成プラン	46	44	50	49	48	48	46	50	51	52	51	47	582	645	△63
一部委託プラン	73	72	70	73	75	74	73	75	73	75	75	78	886	838	48

介護予防プラン作成実績の前年同期比較は、直接作成プランは63件減少、一部委託プランは48件増加となっています。6度末に退職する職員が多く、外部委託にまわした結果、このような実績となりました。今年度の職員補充が緊急課題となっています。

(2) 介護予防ケアマネジメント作成実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	通期計	前年 同期	増減
直接作成プラン	42	44	48	55	53	58	59	56	56	54	54	44	623	521	102
一部委託プラン	36	31	28	31	29	29	35	30	34	34	37	47	401	478	△77

介護予防ケアマネジメント作成実績の前年同期比較では、直接作成プランは前年比で102件増加し、一部委託プランは前年同期比で77件減少しています。これは、その他のインフォーマルサービスへつなぐことで減少していると思われます。

○ 相談実績について(別紙参照)

相談実績については、介護保険申請相談が871件で一番多く、次いで介護保険サービスに関する相談が716件と多くなっています。また、高齢者虐待相談や複雑化した家族の相談も増えており、職員の知識や対応力を上げていく必要があります。